

2019年度以前に入学した学部生の状況ごとの授業料減免制度の手続方法

授業料減免制度の原則

給付奨学金と一体となった**高等教育の修学支援制度(以下「国制度」という。)**による授業料減免を適用します。

- 第Ⅰ区分(全額減免・全額給付金)
- 第Ⅱ区分(2/3減免・2/3給付金)
- 第Ⅲ区分(1/3減免・1/3給付金)

経過措置の授業料減免制度(本学独自)

国制度への変更に伴い給付奨学金を含めて考えても経済的支援が不利となる場合に、**令和元年度までの授業料減免制度(以下「旧制度」という。)**を利用した経過措置の授業料減免を行います。

具体的には、右記の場合で、国制度の第Ⅰ区分(全額減免)・第Ⅱ区分(2/3減免)に該当した方は対象となりません。

★国制度による非該当(不可)

申請手続をし、旧制度に該当する場合には、全額・1/2・1/4の授業料減免をします。

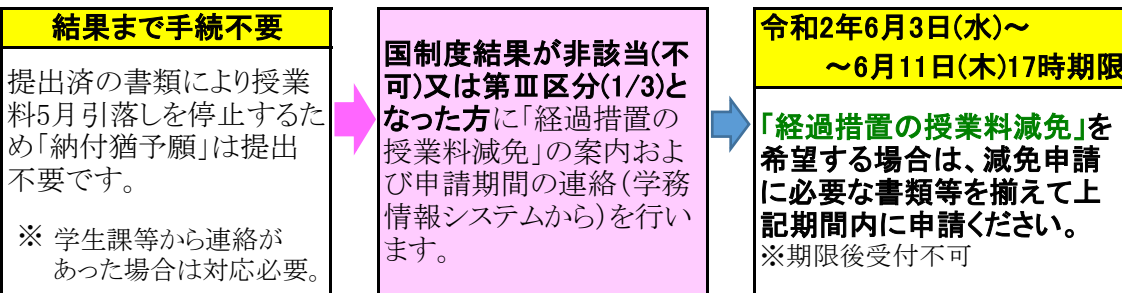
◆国制度の第Ⅲ区分(1/3減免)に該当

申請手続をし、旧制度の「全額減免」に該当する場合には、国制度の1/3減免+独自1/2減免の授業料減免をします。

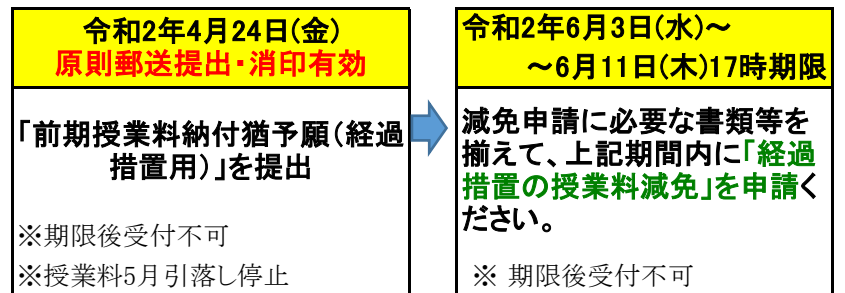
令和2年度前期授業料減免を希望する学生は、①～③の区分に従って手続を行ってください。

各手続の詳細(経過措置の授業料減免制度を含む)、各種様式については、大学ウェブサイト>教育・学生生活>修学支援制度(減免及び給付型奨学金) 又は 授業料減免 を確認してください。

① 国制度に令和元(2019)年11～12月に申込済の学生



② 国制度に明らかに該当しない学生



③ 令和2(2020)年4～5月に国制度の申込希望の学生

※国制度に該当しないことが明らかでない場合で、授業料減免を希望するときは、まず国制度の申込手続を行ってください。

